

平成27年度事業計画書

基本方針

当法人は公共嘱託登記を行う公益社団法人なので、それにふさわしい活動をしなければならない。すなわち、官公署等公共の利益となる事業を行う者による不動産の権利に関する登記の嘱託手続き等の適正、迅速な処理に寄与し、もって、国民の取引の安全確保と権利の保護に寄与することにより、不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的に活動すべきである。

東日本大震災後の復興支援が遅々として進まず、被災者は今もって仮設住宅に窮屈な生活を送らざるを得なくなっている。その原因の一つに私有地のみならず官有地の未登記問題がある。官公署等において何年も前に購入したにもかかわらず、官公署等が購入した物件はそこから先はどこにも移転しないという考えのもと登記を経由しておかなかった事例である。私達は、今、官公署等に眠っているこのような未登記案件を共に協力し解決していかなければならない。

また、私有地の未登記問題に関しては、空き家問題・耕作放棄地問題といった多岐にわたっての複雑な問題が存在していて、県会とタイアップして解決していかなければならないと考えている。

そして、法令遵守と組織統治を基本に据え事業の適正な運営を図るとともに、協会の構成員である社員一人ひとりがその社会的責任を強く自覚し公益活動に努め、国民の信頼に応えなければならない。

具体的事業計画

1. 公益法人としての基本理念
 - (1) 総会及び理事会の適正な運営
 - (2) 適切な会計処理
 - (3) 法令に基づく書類の作成及び備置き

2. 公益法人としての啓蒙活動
 - (1) ホームページによる情報開示
 - (2) 公共事業の実施に係る不動産登記等に関する相談
 - (3) 不動産の嘱託登記に関する研修会等の開催

3. 業務開発活動
 - (1) 一般競争入札情報の収集と参加資格の取得
 - (2) 相続等の権利調査業務の受託
 - (3) 未登記問題解消の提言のための研究

4. 社会的貢献のための事業
 - (1) 災害支援活動
 - (2) 空き家問題の研究、提言

5. その他の事業
 - (1) オンライン登記申請の推進
 - (2) 友好諸団体との連携